

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
林木育種センター品種開発実施要領
-耐陰性品種-

22 森林林育第240号

平成22年11月12日

最終改正：平成29年3月30日（28森林林育第111号）

（目的）

第1条 本要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年12月22日法律第198号）第3条「研究所の目的」で定めるところの林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことを目的とした林木の優良な品種開発にあたり、その円滑で実効的な推進を図ることを目的とする。なお、本要領は、耐陰性品種の開発について、その実施方法を定めるものである。

（対象樹種）

第2条 本要領における耐陰性品種開発の対象樹種は、スギとする。

（品種開発の方法）

第3条 本要領における耐陰性品種開発は、相対日射量または相対照度が50%以下となる環境下での試験（以下、「被陰試験」という。）において、候補系統の生存率、樹高、相対成長率（調査開始時の樹高を1とした場合の調査終了時の樹高の相対値）を比較することによって行うものとする。なお、被陰試験は一次検定と二次検定を行う。下の各号に定めるものを母集団とする。

- 一 精英樹選抜育種事業実施要領（昭和55年5月31日付け55林野造第82号）に定める、精英樹。
- 二 一と同等の基準で選ばれた、成長形質及び樹幹形に特に優れていて、病虫害の被害がない個体。

（特性調査）

第4条 本要領における耐陰性に関する特性調査は、一次検定及び二次検定を行うこととする。被陰試験の条件は、下の各号に定めるものとする。

1 一次検定

- 一 被陰試験に供する候補系統の検定木の個体数は、無性繁殖クローンの場合は10個体以上、実生家系の場合は30個体以上とする。
- 二 被陰試験において、候補系統の相対成長率及び生存率について調査を行う。
- 三 相対成長率または生存率が平均以上となる系統を一次検定合格とし、二次検定に供する。
- 四 調査期間は、原則2成長期以上とする。

2 二次検定

- 一 被陰試験に供する一次検定合格系統の検定木の個体数は、無性繁殖クローン
の場合は10個体以上、実生家系の場合は30個体以上とする。
- 二 被陰試験において、候補系統の樹高、相対成長率及び生存率について調査を
行う。
- 三 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良
品種・技術評価委員会品種評価基準－耐陰性品種－の、第2条の条件を満たす
ことを、二次検定合格の基準とする。
- 四 調査期間は、原則として5成長期以上とする。

(検定結果取りまとめ)

第5条 第4条の被陰試験の結果を、一次検定については、生存率及び相対成長率の、
二次検定については、相対成長率、樹高及び生存率の、系統ごとの代表値を算出
し、系統ごとの特性値とする。

- 2 第1項で取りまとめた各評価形質のうち、二次検定の相対成長率、樹高及び生
存率について、系統ごとの特性値から平均値 μ 及び標準偏差 σ を計算し、下の基
準に照合し、5段階の評価を行う。その他の形質については、系統ごとの代表値
を評価値とする。評価値が大きいほど対象形質について優れているものとする。

評価値	特性
5	$\mu + 1.5\sigma$ 以上
4	$\mu + 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 1.5\sigma$ 以上
3	$\mu - 0.5\sigma$ 以上、 $\mu + 0.5\sigma$ 以上
2	$\mu - 1.5\sigma$ 以上、 $\mu - 0.5\sigma$ 以上
1	$\mu - 1.5\sigma$ 未満

(開発品種の決定)

第6条 第5条において取りまとめた被陰試験の結果より、調査した特性が優れている
系統について、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種セ
ンター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林
林育第37号）に基づいた申請を行い、同委員会によって評価基準を満たしてい
ると評価されたものを開発品種として扱うものとする。

附則（平成22年11月12日 22森林林育第240号）

この要領は、平成22年11月9日から施行する。

附則（平成27年3月24日 26森林林育第126号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第111号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。